

令和２年度 第８回定例庁議 次第

日時：令和２年１１月１２日（木）午後１時１５分～

場所：本館３階３０２会議室

１ 開会

２ 市長あいさつ

３ 協議・報告事項

- (１) 笛吹市長期財政推計について(総合政策部)

４ その他

- (１) 令和２年笛吹市議会第４回定例会 一般質問答弁検討日程

１２月２日（水）～１２月４日（金）いずれも終日

- (２) 定例庁議予定日 １２月８日（火）午後１時１５分～ 本館３階３０２会議室

５ 閉会

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 2 年 11 月 12 日提出	
件 名	笛吹市長期財政推計について	部局名	総合政策部
概要	健全で安定した財政基盤の構築を目指す指針として、令和 2 年度笛吹市長期財政推計（令和 2 年度～令和 11 年度）を作成したので報告する。		
経過	合併当初から予算ベースの財政推計を作成していたが、決算額と大きく乖離してしまうため、平成 29 年度から決算ベースの推計に変更して作成、公表している。		
問題・課題	新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度及び来年度については、国や地方の税収入は大幅な減少が見込まれるため、財源不足が危惧されるとともに国の地方財政対策は不透明な部分が多い。		
対応策	令和 4 年度からは、平常時に戻ると考え推計を行った。また、昨年度に引き続き基金からの繰入に依存することなく、当該年度の歳入の範囲内で財政運営が行えるよう、各歳出項目の見直しを行った。		
協議結果			

笛 吹 市 長 期 財 政 推 計

(令和 2 年度～令和 11 年度)

令和 2 年 11 月

総合政策部 財政課

目 次

I	長期財政推計について	1
II	長期財政収支試算について	1
III	長期財政推計	5
IV	地方債残高の推移	7
V	基金残高の推移	8
VI	実質公債費比率、将来負担比率の推移	9
VII	財政用語の解説	10

I 長期財政推計について

本市では、第二次笛吹市総合計画において定めた諸事業の実施と、住民サービスの水準を確保しながらも健全で安定した財政基盤の構築を目指す指針として、「笛吹市長期財政推計」を毎年度策定しています。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、景気は大きく後退しており、令和2年度及び令和3年度の市税収入は大幅な減収が見込まれます。現段階においては、国の地方財政における財源確保対策には不透明な部分が多い状況にあり、歳入面においては、財源不足が危惧されています。

一方、歳出面では、義務的経費である扶助費や公共施設の老朽化に伴う維持管理経費は増加している状況にあるとともに、激甚化・頻発化する災害への対応のため防災・減災、国土強靱化の取り組みも進めていかなければなりません。

こうした状況のなか、健全な財政を堅持していくためには、本市の身の丈にあった財政運営を行うことが、なお一層重要となります。

今回の財政推計に当たっては、昨年度に引き続き、実際の予算編成の指針とするため、基金残高を減額させることなく財政運営が行えるよう、各種歳出項目において見直しを行っています。

II 長期財政収支試算について

1 推計期間及び会計単位

- (1) 令和2年度から令和11年度までの10年間とします。
- (2) 会計単位は一般会計とします。

2 収支試算の前提条件

- (1) 令和元年度までの実績値及び令和2年度9月補正後の予算現額を基本に試算し、決算見込値として推計しています。
- (2) 行財政制度は、原則として既に法案等が成立しているものを除き現行制度に変更がないものとしています。
- (3) 令和3年度以降における新型コロナウイルス感染症の影響に関わる歳入、歳出ともに、現在、明確化されていない経費は推計に含めていません。

3 歳入・歳出の試算の内容

(歳入)

(1) 地方税

現行の税制度を基本に算定しており、個人市民税は、過去5年間の課税・収納状況の推移及び笛吹市人口ビジョンを考慮し、固定資産税は3年に一度の評価替えを踏まえるとともに、都市計画税については課税しないこととし試算しています。

(2) 地方消費税交付金等

各種税交付金については、令和元年度までの実績値及び令和2年度9月補正後の予算額を基本に試算しています。

なお、令和3年度については、固定資産税の減免分に係る減収分について、全額、地方税減収補てん特別交付金が交付されると見込んでいます。

(3) 地方交付税

令和2年度の普通交付税確定額を基本にし、令和3年度から一本算定として試算しています。

また、特別交付税については、令和元年度までの実績値を基本に試算しています。

(4) 国庫支出金・県支出金

現行の制度を基本とし、普通建設事業や扶助費に係る国県支出金については、事業費の積み上げにより試算し、その他の国県支出金については、令和元年度までの実績値及び令和2年度9月補正後の予算現額を基本に試算しています。

(5) 基金等からの繰入金

ふるさと納税寄附金分を各事業へ充当するため、まちづくり基金からの繰入金を試算しています。

(6) 地方債

現行の制度を基本とし、臨時財政対策債は、令和3年度分を国の概算要求に基づき試算し、令和4年度以降は、普通交付税の基準財

政需要額に対する割合を考慮し試算しています。

合併特例債は、合併特例期間が終了する令和 6 年度まで活用することを前提に、事業費の積み上げにより試算し、その後は一般単独事業債等の借り入れを見込んでいます。なお、民間資金の借換債も含んでいます。

また、芦川地区に係る事業については、過疎対策事業債を過疎地域自立促進特別措置法が延長されることを見込み、令和 3 年度以降も活用することとし試算しています。

(7) その他

分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入については、令和元年度までの実績値及び令和 2 年度 9 月補正後の予算現額を基本に試算しています。

繰越金については、前年度の決算剰余金を見込んでいます。

(歳出)

(1) 人件費

委員等の報酬については、令和元年度までの実績値及び令和 2 年度 9 月補正後の予算現額を基本に試算しています。

また、一般職の給与費については、令和 4 年度までは、「第 4 次笛吹市定員適正化計画」の職員数を参考に、令和 5 年度以降は、令和 4 年度の職員数を基準としていますが、消防職員については、適正配置を図るため、令和 8 年度まで段階的に増加するものとして試算しています。

(2) 物件費・維持補修費

物件費は、令和元年度までの実績値及び令和 2 年度 9 月補正後の予算現額を基本に試算し、国政選挙等の選挙経費を見込み試算しています。

維持補修費は、公共施設等の老朽化を見込み試算しています。

(3) 扶助費

令和元年度までの実績値及び令和 2 年度 9 月補正後の予算現額を基本に、高齢化の影響や社会保障費の推移を見込み、さらに、「笛吹市人口ビジョン」の将来人口推計を考慮し試算しています。

(4) 補助費等

令和元年度までの実績値及び令和 2 年度 9 月補正後の予算現額を基本に試算しています。なお、上下水道事業会計及び簡易水道事業会計への補助金については、上下水道料金の改定を見込み試算しています。

(5) 普通建設事業費

総合計画に掲げる事業について、個別施設計画及び長寿命化計画を踏まえ試算しています。

(6) 公債費

既発行分については償還計画から算出し、新たな発行分については、見込額を現行制度の償還条件により推計し、合算して試算しています。

なお、過去に借入れを行った地方債の借り換えを目的とした繰り上げ償還額を見込んでいます。

(7) 繰出金

各特別会計の事業推移を見込み積み上げにより試算しています。特に後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計については、「笛吹市人口ビジョン」の将来人口推計（老年人口）を考慮し試算しています。

なお、農業集落排水特別会計については、使用料の改定を見込み試算しています。

(8) その他

積立金は、各種基金の運用利息、観光施設整備基金への積立、また、ふるさと納税を財源としたまちづくり基金などへの積立を見込み試算しています。

投資及び出資金は、上水道事業会計の統合前の簡易水道事業において借入れた地方債の償還元金、公共下水道事業会計の地方債の償還元金などの出資を見込んでいます。

Ⅲ 長期財政推計

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地方税		8,503	8,123	8,648	8,699	8,625	8,615	8,730	8,640	8,624	8,692
	個人市民税	3,246	3,083	3,421	3,471	3,522	3,567	3,612	3,655	3,698	3,741
	法人市民税	432	411	431	431	431	431	431	431	431	431
	固定資産税	3,965	3,767	3,749	3,758	3,643	3,598	3,677	3,555	3,507	3,542
	軽自動車税	286	272	290	295	299	304	309	314	320	325
	たばこ税	517	491	625	612	598	583	569	553	536	521
	入湯税	57	99	132	132	132	132	132	132	132	132
地方消費税交付金等		1,981	2,134	1,985	1,985	1,989	1,989	1,989	1,989	1,989	1,989
地方交付税		8,521	8,349	8,979	8,948	8,939	8,829	8,654	8,658	8,519	8,504
	普通交付税	7,721	7,549	8,179	8,148	8,139	8,029	7,854	7,858	7,719	7,704
	特別交付税	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
国・県支出金		16,003	6,870	7,058	6,387	6,116	6,170	6,195	6,014	5,968	6,305
基金等からの繰入金		458	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
地方債		4,813	5,662	4,962	4,342	5,201	5,123	4,727	3,970	4,176	3,914
	臨時財政対策債	841	1,845	859	859	856	850	845	842	834	836
	合併特例債	1,356	608	550	512	507					
	その他起債	2,616	3,209	3,553	2,971	3,838	4,273	3,882	3,128	3,342	3,078
	うち借換債	576	879	1,203	1,313	1,668	2,061	1,260	838	1,172	399
その他		4,083	2,134	1,850	1,800	2,058	2,067	2,050	2,072	2,050	2,068
歳入合計		44,362	34,272	34,482	33,161	33,928	33,793	33,345	32,343	32,326	32,472

(2) 歳 出

(単位：百万円)

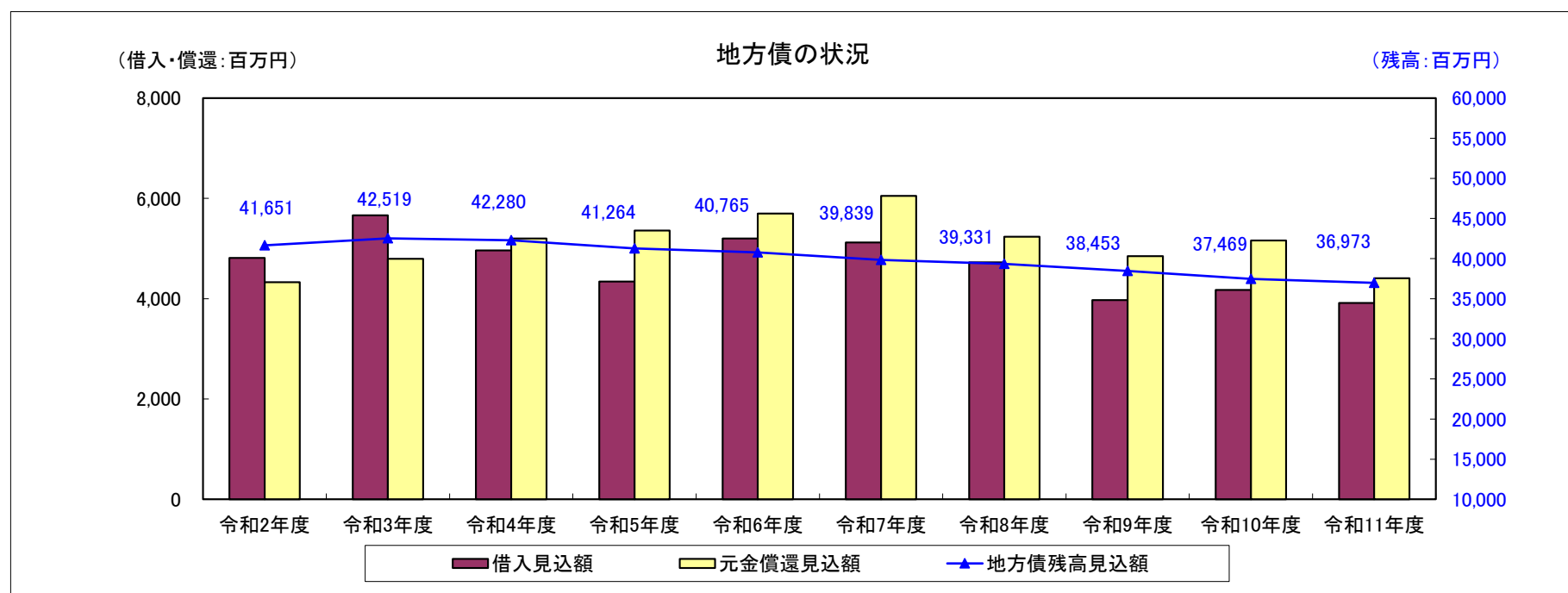
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人件費		5,498	5,297	5,253	5,273	5,262	5,277	5,262	5,271	5,273	5,252
物件費・維持補修費		5,351	4,363	4,689	4,328	4,411	4,392	4,509	4,433	4,395	4,436
扶助費		6,912	6,663	6,667	6,671	6,675	6,678	6,682	6,686	6,690	6,693
補助費		11,633	3,331	2,698	2,605	2,520	2,467	2,442	2,419	2,404	2,371
普通建設事業費		5,652	5,179	5,327	4,065	4,543	4,189	4,505	4,055	3,821	4,692
公債費		4,529	5,005	5,437	5,607	5,956	6,315	5,512	5,137	5,455	4,708
	うち借換債を目的とした繰上償還額	576	879	1,203	1,313	1,668	2,061	1,260	838	1,172	399
繰出金		2,672	2,684	2,690	2,694	2,702	2,705	2,706	2,708	2,709	2,713
その他		1,716	1,628	1,642	1,566	1,499	1,418	1,352	1,279	1,207	1,152
歳 出 合 計		43,963	34,150	34,403	32,809	33,568	33,441	32,970	31,988	31,954	32,017

IV 地方債残高の推移

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
借入見込額	4,813	5,662	4,962	4,342	5,201	5,123	4,727	3,970	4,176	3,914
元金償還見込額	4,330	4,794	5,201	5,358	5,700	6,049	5,235	4,848	5,160	4,410
地方債残高見込額	41,651	42,519	42,280	41,264	40,765	39,839	39,331	38,453	37,469	36,973

※ 臨時財政対策債・借換債を含んでいます。



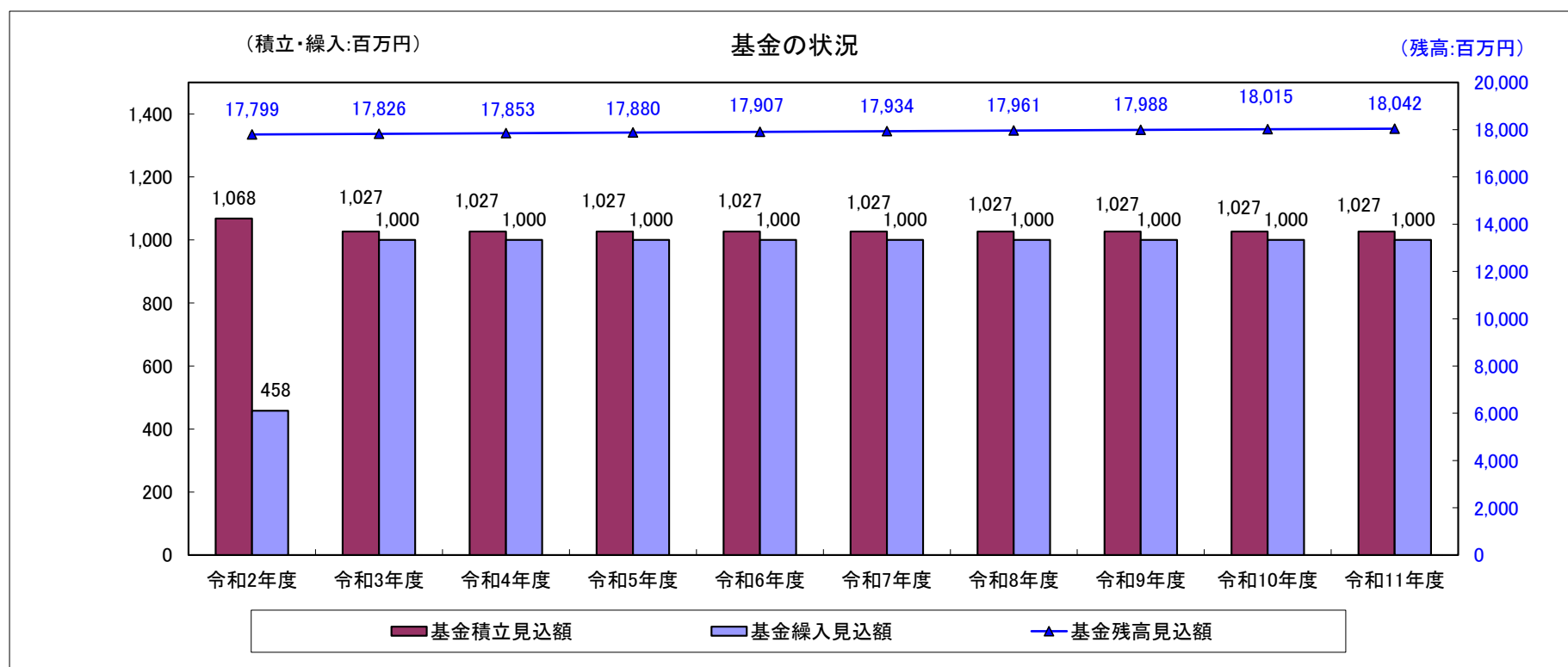
- 借入見込額については、借換債のため借入総額の増減がありますが、借換債を除く借入については、令和2年度、令和3年度は40億円前後、令和4年度以降は30億円台を推移すると試算しています。
- 元金償還見込額について、令和7年度までは借換えに伴う繰上償還が増加しているため、年々増加します。しかし、令和8年度以降は、一時的に増加しますが、減少すると試算しています。
- 地方債残高見込額については、令和3年度は臨時財政対策債の大幅増の借入により増加していますが、令和4年度以降、借入見込額より、元金償還額が上回るため減少していくと試算しています。

V 基金残高の推移

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基金積立見込額	1,068	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027
基金繰入見込額	458	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
基金残高見込額	17,799	17,826	17,853	17,880	17,907	17,934	17,961	17,988	18,015	18,042

※ 土地開発基金については定額運用基金のため、北野福祉基金については原資が株式のため、基金残高に含めていません。

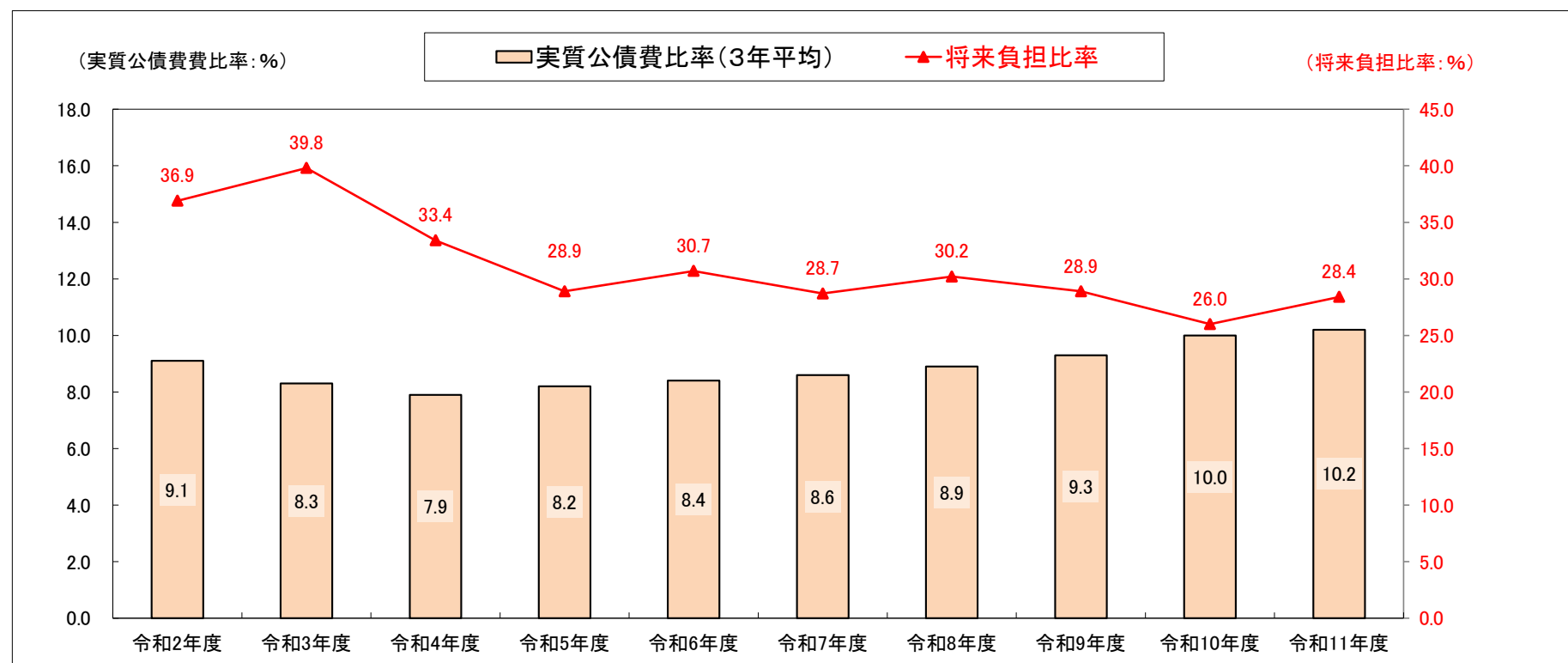


- 基金積立見込額については、各年度、基金運用利息や観光施設整備基金、まちづくり基金の積立を見込み試算しています。
- 基金繰入見込額については、各年度、まちづくり基金を各事業へ充当するための繰入を見込み試算しています。
- 基金残高見込額については、各年度、繰入見込額を抑制することで、微増を見込み試算しています。

VI 実質公債費比率、将来負担比率の推移

(単位：％)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実質公債費比率（3年平均）	9.1	8.3	7.9	8.2	8.4	8.6	8.9	9.3	10.0	10.2
将来負担比率	36.9	39.8	33.4	28.9	30.7	28.7	30.2	28.9	26.0	28.4



- 実質公債費比率は、公営企業債の償還の財源に充てるべき一般財源が減少しますが、合併特例債等の普通交付税に算入割合が高い公債費が減少していくため、緩やかに増加していくと試算しています。
- 将来負担比率は、一般会計や公営企業の企業債残高の減少に伴い、将来負担額は減少していくが、普通交付税に算入割合の高い公債費が減少していき、充当可能基金の繰入が増加していくことで、令和5年度以降、28%前後を推移していくものと試算しています。

VII 財政用語の解説

一般会計

福祉・教育・道路整備・ごみ処理など、地方自治体がすべき基本的な事業を
経理する会計です。主に市税と地方交付税でまかなわれています。

市税（地方税）

市民のみなさまから納めていただく市の税金です。
笛吹市では、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税などが該
当します。

地方譲与税・各種交付金等

国や都道府県が徴収した税の全部又は一部が市町村に配分されるものです。

地方交付税

地方自治体がさまざまな事業のために支出するお金（歳出）を確保するた
めには、それと同額の財源（歳入）が必要です。しかし、予定している歳出
をまかなうだけの歳入が確保できない場合、不足分を埋めるために、「地方交
付税」が国から交付されます。地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべ
ての自治体が一定の行政サービスを提供できるようにするためのものです。

地方交付税の財源は、国税の所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税・
地方法人税です。

分担金及び負担金

市が行う特定の事業の財源として、その事業によって利益を受ける個人や
団体からその受益の範囲において支払っていただくものです。保育所運営費
保護者負担金や土地改良事業圃場整備分担金などがこれに該当します。

使用料及び手数料

使用料は、市が所有している施設や財産の使用・利用の対価としてその使
用者・利用者に支払っていただく料金で、市営住宅や体育館、グラウンドな
どの使用料のことです。

手数料は、地方自治体の事務で、特定の者のために提供する役務に対し、
その費用の対価として支払っていただく料金のことで、住民票や印鑑証明な
どの手数料が該当します。

繰入金

地方自治体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金などの会計間における現金の移動のことをいいます。他の会計からの繰り入れのほかに基金を取り崩して繰り入れる場合があります。

市債（地方債）

学校建設や道路整備のように臨時的に多額の費用が必要となるときに、市が国や銀行などから借り入れる資金です。道路や公共の建築物のように長期間にわたって使用するものの場合は、造った年に住んでいた人の税金だけで支払うのではなく、資金を借りて将来笛吹市に住む人にも負担をしていただくことで、世代間の負担を公平にすることができます。

また、近年、国の財源不足のために普通交付税の身替りとして発行できることになった臨時財政対策債も市債に含まれます。市債の返済は長期にわたりますので、将来の財政負担が大きくなるように計画的に借り入れを行っています。

性質別分類

支出の経済的性質を基準とした分類法です。

義務的経費

人件費、扶助費及び公債費のように、支出が義務づけられ任意に削減しにくい経費のことで、この割合が高いと財政構造が硬直しているとされます。

投資的経費

普通建設事業費及び災害復旧費のように、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。

人件費

市長、市議会議員、市職員及び各種行政委員さんなどに勤労の対価として支払われる報酬、給料などの経費です。

扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される福祉的な経費です。少子高齢化が進むなかで、増額が予想される費目です。

公債費

市債の元金・利子を償還するための経費です。

普通建設事業費

道路、橋りょう、学校などの施設の新増設及び改修のための建設事業に充てる経費です。用地取得費なども含まれます。

物件費

市で事務を行うのに必要な経費や、公共施設の光熱水費などの支払いのための消費的な経費です。委託料や使用料及び賃借料も物件費に分類されます。

補助費

各種団体などに支出される負担金や補助金、公用車の自動車保険料や公共施設の火災保険料などの経費です。上下水道事業（公営企業）への補助金・負担金もこの費目に含まれます。

積立金

財政運営を計画的に行うために財政調整基金や減債基金などの特定の目的を持つ基金に積立てを行うための経費です。

繰出金

会計間で他の会計へ支出するための経費です。一般会計から国民健康保険や介護保険などの特別会計へ繰り出しを行っています。

臨時財政対策債

本来ならば、国が地方交付税を「現金」で用意しなければならないところですが、国も財政状況が厳しく、地方交付税を確保することが難しい状況になっています。

そこで平成13年度から国が地方交付税として現金で用意できない分を各地方自治体がそれぞれ借り入れをすることになりました。その借入金を「臨時財政対策債」といいます。この元利償還金は全額普通交付税で措置されます。

財政調整基金

経済不況などによる市税収入の大幅な減少や、災害の発生により生じる予期せぬ支出の増加などに備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために積み立てている基金です。一般家庭の預貯金に相当します。

地方財政計画

地方自治体全体の歳入・歳出に関する見込み。地方交付税法第7条により、国（内閣）は翌年度の地方財政計画を国会に提出するとともに、一般に公表することが義務付けられています。

地方債計画

財政投融资資金計画の一環として策定される地方債の年度計画であり、これによって、当該年度に許可される地方債の事業別予定額とその裏づけとなる資金の枠が決定されます。

基準財政需要額

各地方自治体の財政需要を合理的に測定するために、当該自治体について地方交付税法の規定により算定した額です。

この算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われています。

基準財政収入額

各地方自治体の財政力を合理的に測定するために、当該自治体について地方交付税法第14条の規定により算定した額です。

具体的には、地方自治体の標準的な税収入の一定割合により算定されたもので、次の算式により求められます。

標準的な地方税収入 × 75 / 100 + 地方譲与税等

基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた金額が普通交付税であり、各地方自治体へ交付されます。また基準財政収入額を基準財政需要額で割ったものが当該自治体の**財政力指数**となります。

財政健全化判断比率

地方自治体財政健全化法は、都道府県や市区町村に「実質赤字」「連結実質赤字」「実質公債費」「将来負担」の四つと公営企業会計の「資金不足」の比率を毎年度公表することを義務づけています。比率が一定の基準を超えると、財政健全化計画を策定して県や国への報告が必要になり、総務大臣の許可を得なければ地方債が発行できなくなります。

実質公債費比率

財政健全化判断比率のひとつです。地方自治体の収入に対する負債返済の割合を示します。通常、3年間の平均値を用い18%以上になると、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となります。25%以上になると早期健全化団体となり借金を制限されます。

将来負担比率

財政健全化判断比率のひとつです。第三セクター及び公社・出資法人も含め、地方自治体が将来支払う可能性がある負債額における各地方自治体の財政規模に対する比率です。350%以上で早期健全化団体となります。